

一般社団法人 島根県理学療法士会後援名義の使用申請について

< 後援の対象 >

以下のすべての条件を満たす事業が対象となります。

- ・「教育」「医療」「健康」「福祉」の普及および向上、又は生涯学習・社会教育の推進に資する事業であること。
- ・ 公序良俗に反しないこと。
- ・ 特定の宗教や政党の利害に関わる事業でないこと。
- ・ 宣伝・営利を目的としないこと。(※2)

(上記の条件を満たしていても、(一社)島根県理学療法士会が後援を行うことが不適切と認められる場合など、承認できない場合もありますのでご了承ください。)

※1

名義後援は原則として団体主催のイベント等について行います。ただし、個人が主催となって行うイベント等であっても、堅実な活動実績を有し、事業遂行能力があると判断されるもので、事業内容が適当と認められるものについては、名義後援を行います。

※2

企業又は営利団体が主催するイベント等については、原則として名義後援は行いません。ただし、事業の収益を営利目的としない公益性のある事業、又は収益を伴わない事業で内容が適当と認められる場合には、この限りではありません。

※3

年間を通じて行う活動等については、名義後援はいたしません。

< 後援名義使用申請書等の提出 >

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、下記まで提出してください。

【申請に必要な書類】

- (1) 申請書(当会規定のものをございませんで、各団体で準備をお願い致します)
- (2) 事業の目的及び内容がわかる書類(企画書、チラシの案など)

< 申請書提出先 >

〒699-2103

島根県雲南市大東町飯田 96-1 雲南市立病院 リハビリテーション技術科内
一般社団法人 島根県理学療法士会事務局